青少年健全育成条例の点検・検証について（２）

資料２－2

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 条文 | 条例の目的（目指すもの） | 取組み内容 | 事務局からの論点（案） | 備考 |
| ＜第13条＞有害図書類の指定 | ・青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類を青少年に対して規制する。・包括指定が、現状にマッチしているか。・他に新たに青少年に著しく影響を与えている事象はないのか。 | ■有害図書類個別指定の状況　　包括指定基準の見直し（H21.2.23改正施行）により、今まで個別指定していた図書類のほとんどが当該基準に該当することとなり、平成22年5月以降は個別指定していない。　＜包括指定基準＞　○有害図書指定基準に該当するページが総数の10分の１又は併せて10ページ以上　○動画の場合は併せて３分を超えるもの | ■個別指定の対象について■包括指定の対象、範囲について |  |
| ＜第14条＞青少年への販売等の禁止 | ・青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害図書類について、青少年に対する売買等を禁止する。 | ■区分陳列等の条例遵守状況の立入調査　各市町村青少年指導員による全数調査（委託事業）の結果、不適切と報告のあった店舗に、府嘱託員による再調査を実施。　必要な指導を行い、その後職員による再々調査を実施。全て改善済み。 | ■調査の手法について■勧告、公表の実効性について |  |
| ＜第15条＞区分陳列、勧告・命令等 | ・青少年への有害図書類の販売、貸付、閲覧等を防止するため、書店、コンビニエンスストア等における有害図書類の区分陳列等を行う。 |
| ＜第16条＞有害がん具刃物類の指定＜第17条＞青少年への販売等禁止＜第18条＞区分陳列・勧告・命令 | ・青少年が携帯し、暴行、恐喝等の際の凶器として使用しないよう有害ながん具刃物類として指定し、青少年の非行や犯罪を未然に防止する。・青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害がん具刃物類について、青少年に対する販売等を禁止する。・有害がん具刃物類取扱店舗において、有害がん具刃物類を青少年の目に触れさせないようにする。 | ■有害がん具刃物類指定の状況　・両刃ナイフ（ダガーナイフ等）を平成20年度に指定後、銃刀法改正(H21.1施行)により、刃渡り5.5ｃｍ以上の両刃ナイフが所持禁止となったこと等から、指定なし。・「大人のおもちゃ」については、包括指定基準に該当すれば、自動的に有害がん具となる。 | ■指定の範囲について■勧告、公表の実効性について |  |
| ＜第19条＞図書類自動販売機の届出 | ・図書類等の自動販売機等には有害図書類等が収納されている可能性があるため、営業者やその設置場所等を把握し、適正な行政指導を行う。 | ■図書類自動販売の営業状況調査・各市町村青少年指導員（委託事業）による全数調査の結果、不適切と報告のあった自動販売機管理者に対して、府職員による実態調査のうえ指導。 | ■営業調査の範囲について |  |
| ＜第20条＞自販機への有害図書類の収納禁止 | ・青少年への有害図書類等の販売等の禁止の徹底を図るため、販売等の相手方として、青少年を他と区別して扱うことが困難である自動販売機等について、有害図書類又は有害がん具刃物類の収納を禁止する。 |
| 条文 | 条例の目的（目指すもの） | 取組み内容 | 事務局からの論点（案） | 備考 |
| ＜第24条＞夜間営業施設への青少年の立入制限＜第25条＞保護者の努力義務 | ・青少年の深夜徘徊の防止及びこれに伴う非行行為、犯罪被害から青少年を守るため、夜間営業を行なう店舗のうち、遊技性・娯楽性があり、青少年が夜間に利用しなければならない必然性に乏しい施設への立入りを制限する。・近年、保護者の責任感が希薄化していることから、青少年を非行行為や犯罪被害から守るために、保護者に対して、青少年を夜間に外出させない努力義務を課す。 | ■合同立入調査及び合同補導活動(府警、府教委、大阪市・堺市教委)の実施　主に夏休み中、夜間立入制限施設（ボウリング場、カラオケボックス、まんが喫茶・インターネットカフェ、ゲームセンター）に立入調査を行い指導。■保護者等への啓発・青少年の深夜帰宅促し等を日本フランチャイズチェーン協会(コンビニ業界団体)に協力依頼H27.9.4・地域で青少年への声かけを呼び掛けるため、深夜はいかい防止啓発のポスターを作成し、市町村の公民館や主要駅等に掲示依頼H27.10.26 | ■夜間立入制限施設の範囲について■夜間立入制限施設や保護者への啓発について |  |
| ＜第34条＞わいせつ行為の禁止＜第35条＞着用済み下着の買受け等禁止＜第36条＞夜間の連れ出し等の禁止＜第37条＞青少年への勧誘行為の禁止 | ・青少年の健全な成長を阻害する行為から、青少年を守るため必要な規制を行う。 | ※大阪府警察において、取締り等を実施 | ■規制内容の啓発について |  |
| ＜第39条＞子どもの性的虐待の記録の製造・販売・所持しない努力義務＜第40条＞調査、指導及び助言＜第41条＞子どもの性的虐待の記録に係る周知 | ・被写体となる子どもを守る観点から、子どもの性的虐待の記録を製造、販売、所持しない努力義務を課す。・子どもが性的搾取・性的虐待される可能性から守る。 | ■モデル撮影スタジオや撮影会へのアンケート調査を実施して実態を把握（H24.2実施／未回答店舗にH24.6再調査）■青少年健全育成審議会に「子どもの性的虐待の記録への新たな対応について」H24.10.31諮問し、H26.8.27答申　⇒特別部会にて審議７回＜答申概要＞「子どもの性的虐待の記録」の根絶に向け検討を重ねたが、地域立法である条例で直罰規定等を設けることについては課題が多い。今回、取得・所持側への処罰規定を盛り込んだ児童ポルノ法が改正されたことに伴い、流通・拡散防止に大きな抑制効果が期待される。今後、大阪府は、児童ポルノなどの「子どもの性的虐待の記録」の所持や提供等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えることに鑑み、国と一体となって、未然防止の啓発に努めるべき。■チラシ配布等による子どもの性的虐待の記録に係る周知 | ■調査の対象、手法について■事業者、府民への啓発について |  |